特例措置による社会医学系専門医・指導医申請書の記入上の注意

１．記載日

* 申請書を作成した年月日を記入してください。

 ２．写真

* 3か月以内に撮影されたもの。4㎝×3㎝（証明書用と同等サイズ）

３．氏名

* 手書きの場合、 氏名は楷書で記入してください。

４．登録の鍵とする学会、所属学会、所属団体

* 特例措置による社会医学系専門医・指導医の要件（２）には、「社会医学系専門医協会構成学会・団体の会員・所属歴が８年以上」があります。
* 主とする学会を「登録の鍵とする学会」として登録し、重複登録の防止などの管理を行っています。
* 「登録の鍵とする学会」は、その下欄にある８学会でなければなりません。その学会の2023年4月時点の学会歴の年数と会員番号を記入してください。
* また、「所属団体」の6団体に所属している場合は、所属している全ての団体名にチェックを入れ、所属歴は最も長いものについて、2023年4月時点の年数を記入してください。

５．主たる所属

* 主たる所属組織の活動領域を行政、職域、教育研究機関、医療機関（大学病院を除く）、 その他のうちから一つだけ選んでチェックを付けてください。 大学病院で社会医学領域の活動をしている場合は、教育研究機関にチェックを入れてください。

 ６．主たる勤務先名と役職

* 複数の組織、機関に在籍している場合、主に活動している組織、勤務先名と役職を記入してください。

 ７．住所(送付先･連絡先)

* 自宅または勤務先のどちらかにチェックを入れてください。勤務先を登録する場合、 組織名、所属名なども記載し、確実に郵送物が届くようにしてください。

８．E-mailアドレス

* 通常の連絡等はE-mailで行うことを予定しています。事務局からはPCメールで発出しますので、 携帯メールアドレスは不可です。添付ファイルを開くことができるアドレスであればメールアドレスは職場、個人のいずれでも構いません。

９．医籍登録番号、登録年月日

* アラビア数字で記入してください。特例措置による社会医学系専門医・指導医の要件（３）には、「医師免許取得後20年以上経過していること」があります。2023年4月時点の医歴の年数を記入してください。

１０．経験年数

* 非常勤の場合は常勤換算を用いて常勤に換算してください。
* ここでいう「常勤換算」とは、週１日×１年間の活動を１単位とし、３単位以上で常勤１年間 と同等の経験とする換算方式を意味します。
* ただし、１年間に３単位を超える活動であっても１年を超える経験年数を計上することはできません。
* 同時進行の経験期間も重複カウントはできません。合計は、 2023年4月時点をもって算出してください。

１１．社会医学系での活動・実績

（１）「職歴」

* 医師免許取得後の職歴をできるだけ時系列でわかりやすく、役職を含めて記載してください。「例：○年○月～○年○月[○年○か月] 週に□日」といった形で、始期と終期を必ず記載ください。
* 非常勤の場合は、常勤換算を用いて常勤に換算してください。
* ここでいう「常勤換算」とは、週１日×１年間の活動を１単位とし、３単位以上で常勤１年間 と同等の経験とする換算方式を意味します。
* ただし、１年間に３単位を超える活動であっても１年を超える経験年数を計上することはできません。
* 同時進行の経験期間も重複カウントはできません。

（２）「社会医学系での活動歴」

* 【別紙】「社会医学系活動の実践例」を参照して、できるだけ時系列で、わかりやすく記載してください。
* 特例措置による社会医学系指導医の要件（４）には、「社会医学系活動の実践が、通算10年以上あること」があります。
* 非常勤や兼任の際は、期間[年月数]と頻度[週に何時間か等]がわかるよう記載してください。〔例：○年○月～○年○月[○年○か月]週に□日〕
* 委員会活動や研究活動など、外部から関与の度合いがわかりにくいものは、上記の期間･頻度に加えて、主導者や代表か協力者か等の役割を明示してください。臨床活動と研究活動を兼任している場合は、エフォート率も記載してください。
* 研究歴は、研究内容、代表研究者か研究協力者を記載してください。
* 大学院歴は、フルタイムか社会人大学院生か、学位取得の有無、修了年も記載してください。

（３）期間の積算についての考え方は以下です。

* 原則は、フルタイムの1年間（12 か月）の勤務を1年間とみなすが、非常勤等スポットでのかかわりの評価のめやすの例を示す。
* フルタイムとみなすには原則的に週3日以上の出務は必要と考えられる。
* 行政への協力について、内容によっては1回を1週間とみなしてもよいと考えられる。
* 指導医には、年数のみならず、よりレベルの高い活動実績（指導、運営含む）が求められる。
* 積算については、同一期間内に重複した経験があっても二重にカウントはできず、実際に従事した期間の通算とする。
* 協会構成学会・団体の委員会等については、正副の会長・委員長は、関与度が大きいので、委員より重みづけを大きくする。

１２．指導医講習会の受講確認

* 特例措置による社会医学系専門医・指導医の要件（１）には、「指導医講習会を受講済であること」があります。
* 講習会の受講確認のため、講習会名、開催年月日、開始時間・終了時間、開催場所を記載し、受講票等の受講確認書類のコピーを提出してください。
* なお、社会医学系専門医の資格を持たない方が指導医講習会を受講するには、仮登録手続きを行い、社会医学系eラーニングコンソーシアム事務局にIDを発行してもらいます。その手続きの窓口は社会医学系専門医協会事務局が担います。

１３．提出時の注意

* 申請書は、必ず２頁で記入し、郵送の場合は２頁を両面で１枚としてご提出ください。